

中外新聞

合本

卷二

洋学文庫

文庫 8

E 103

2



不許翻刻
慶應四年四月第三板

中外新聞

43 2417

二卷

第八號
第十三號



中外新聞第八号

慶應四年三月廿一日

三月十五日御觸書

此度 御征討使内差下相成今十五日江戸表内討入の風聞
有之に付内歎願相成以処 大総督府へ伺濟まて内討入
の儀見合は旨参謀西郷吉之助相答に付屋敷并は市中共
衆は動搖いゝ意外の不都合相生に以てを以の外の儀は
付諸事静穏にいゝ沙汰相待の様可致に

三月

第八号

此頃中世上の風聞は三月初旬京都にて騒動ありと云ひ
或は今月二日一戦ありと云ふ噂ありれども全く傳聞の
誤あり信用をばうらぐん

數日前上方より来りし人の話は近頃薩長二藩より京都は
領地を献むるの議あり薩州は十萬石を奉り長州を先年侵
掠の地を献む可しと云ふ此二藩も多年の骨折りて王政
を復しぬ加増をも願ふ可きと却て自ら地を献ぜんとする
を大に諸侯の地を削らんとする下心あるべし或る説は加
賀を既に此事を聞きて十萬石の地を献むべき旨を申出せ
しは薩人の取扱りて半高を差上くべしと云ひはれは加州

人大に不平ある由其他詳ある事といふも相分らざれども
京都の議論を多分諸大名の半高を差上げさる事と成る
べしとの風聞あるよし

去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み毎日市
中を巡見を然とども先々平穩りて市中の者一同少く安
堵を何卒暴発の異変なれなき様と致ししは事あり此度
くの如く穩あるハ日光宮様の取扱殊に勝安房守の尽
力にて参謀西郷某の周旋に依り平和と成る由あり

○内觸書五通

近日以来追々同志を相うらむ隊名を私に唱へ甚しき者

を本勤有之輩といへども私に隊へ加はりし者も有之哉と
相聞え心得違の事より以後右様の儀を不相成に尤も為筋
見必有之者ハ各其頭支配へ申立差圖を可受に

三月

近国村民騒立に付為鎮撫に差遣に者の内より脱走いと
官軍へ對し不都合の所為も有之哉の趣相聞え右に兼
仰出されに趣意に相背きし者共は付嚴重の由處置可
有之に付てに此上心得違無之様可致に

三月

由城田安中納言殿へ由領中の儀に付諸向に由田安殿の屋形

へ罷出の用取扱に様可致に委細の儀ハ大目付に目付可
に承合に

三月

三海道官軍の陣營宿外近傍へ分隊止宿相成に付其段寄
と向くと通達いとさるべき事

三月

東山道総督岩倉殿の先鋒四谷新宿へ逗留に致し処同所宿
少の趣とて市谷尾張殿屋敷へ今十八日繰入相成にへども
由進撃の儀には無之に万市中鎮靜いと失礼とれあき様
嚴重相心得可申に

三月

○

尾州侯市谷屋敷へ入るるに多分土州因州の兵あり本郷高輪へも多く入込既に昨今を山城内をも遊歩を

近頃板倉伊賀守も行方を知らん小栗上野介を采邑の辺にて土民の一揆に襲われ其後如何ありしや近藤勇も敗走の

後行方詳あらん其外有名の劍客西洋学者医師等去て他郷に往きし者頗る多し

日光山門主昨廿日駿府より山歸輿に成りり山對談相整ひしや否も次冊に記すべし

○

酒客の多く病を發し長生し難き事古今万国皆然り但し左に記し一人の如きを奇ありと謂ふべし英吉利人の手記に曰ハムブルグの商人ホンホルンといふ者十二年の間一商社の長よりし故平日往来せしが此年数の間も同人の飲みたる酒の多き積り見るとフランスコの數三万五千六百八十及べり是を平均算當れば一日の酒量大凡四壺半よりし只今年齡九十歳よりして尚壯健あり十二年の内も平常より少く飲みしハ只兩日あり一日ハ妻の葬式一日を娘の婚禮の日ありしと云

三月十三日出京都友人の書状より洛中至て平穩にて何事も
これなく市中一同安堵いづゝ居はとの趣且又遷都の事
付てを朝廷も色々評議されはる由あるも容易
に決定の相成申間敷は但し今上への近き大坂へ
行幸せらるべき由

右書状を慥ある便りて信用をすべき者あり今月初旬上方
騒動あり趣或は天子比叡山へ行幸あり途中
鳳輦を奪ひ奉りあど種々の妄説有之はる世人
の迷を醒さん為るゝ記に

又三月十一日出京都書状より曰 朝廷外外国通信の開きよ
て既去る三日外国人参 内相濟申し尤去月晦日参 内
途中乱妨人有之は共右の儀ハ早速談判済相成申し
去る九日 主上太政官役所へ 行幸座以前後の固め
を銃隊より矢張西洋太鼓を打あり長門少將を立烏帽子
直垂其外を皆衣冠の座は仁和寺宮のい中ぐ髪延ひ不
申白き直垂を召馬上の座は 主上の輦を召し
拜礼の者山の如く座は京坂至て穩りて婦女子とも羣集
いづゝ花見等出掛申し暴ある士至て少く町人あくと大
悦び居は様子座は

中外新聞第九号

慶應四年三月廿八日

夫れ新聞紙の起原を尋ぬると、イタリヤ 仙蘭西国より、ハ 寛永年中レ
サノウドと云人始めて新聞雜報を集めガセト、フランス フランス
と名けて之を板行し、イギリス 英吉利より、ハ 寛文三年ロゼルレスト
ランジとソカ人ゼ子ラルインホルメーシオンと名けて始め
て開板せしと云ふ、近代 近代に至りてハ西洋諸国を言ふと及
ばぬ、唐国 近くハ唐国の上海香港印度のシंगाポールセイロン
等を始めサントウ島の如き小国 に至るまで新聞紙局の
らざる国あり、新聞紙ハ人の智見を廣め、士農工商各其職務を

よ付て益有る事ハ衆人の知る所あれば論を待たざ然れども其行をさしと行われざるより一を国風の異同は因り一を新聞紙の体裁は因り國人新聞を好むと雖も記を所悉く虚妄あり或は陳腐ありと見へ看る人倦きて之を廢を又著述の体裁を宜しけしとも忌諱多くして朝政は閑々る事を書記をるを禁せられ或は実事を記さず芝居狂言の文句の如く地名人名を取替へて傳ふる如き亦人の喜ぶざる所あり英吉利人を殊に新聞を好む且其国法書物の著述は禁制あり故に新聞紙の内は國政を批判し役人を諷する等の事なれども少くこれを咎むる事なく却て廷議の

参考とある是故に英吉利國ハ新聞紙の盛ある事世界第一なり數年前新聞紙局の數ロンドン府は百六十ヶ處其他諸州は二百三十二ヶ所愛倫は百十七ヶ所蘇格蘭は九十四ヶ所ありしといふ今ハ是より倍もよりロンドンは出る新聞紙の最多く行をる者一度は七千万枚を摺出するに至る横濱して英人の新聞紙を摺始めしを去る文久三年以來にして今ハ其家三軒あり又西洋文を翻譯せし者二三種既に出つと雖もいづれも外国人の手は出さる者なれば日本の新聞紙といひ難し吾が江戸の開成所して七八ヶ年前出版せし事なるとも其頃を看る人も少く且故なりて程

く中絶せり然るに此等吾等の社中より海内海外の事を雑
つ記し出版して公行せしは市中も更あり近国も速に弘
りて僅に一ヶ月の間既に購求を人千五百名に及べり
世人新聞を好むの時勢なれば依て察をべく文運の開けと
るも亦推して知るべし近頃京都に於て太政官日誌といふ
書板行りて世に流行する然れども是を朝廷の公告なれ
ば吾等が會社の着述を以て竊に比較せん事恐まかりされ
ば民間は行をせし日本新聞紙の濫觴を此中外新聞ありと
言はんも亦過當を非ざるべき歟

大樹公上野の岡に寺とありてかふとくけし居を
りけれは
井上文雄

あそれ君うれりのりかん此くの世の中よりあり行
らむ

述懐
作者不知

自古英雄多數奇胡為大樹棄連枝斷腸三顧許身日揮淚南柯
入夢時萬死報恩志未遂半途墜業恨何涯暗知氣運推移去月
黑橋頭啼子規
或云會津侯之作

題しらん
伊達自得 紀藩

三吉野に雲井のさくら此春はいくらあるいろよき記あふ

らむ

風をのこらふもたやふ櫻花さきひさひてきりれとちる
あり

向島の櫻の枝はゆひつけくさう

とみ人しらん

都こそ思ひしよりも面白し隅田川原の花の夕もえ

○

此頃英吉利コンシールの襲^襲まれし風説盛行せり故第六
号は其事を記せし後尚其虚実を探索^{探索}せしと全く浮説^{浮説}とて
実事とも非ざる依てらゝは断置^{断置}く

西郷吉之助駿府より直^直上京せし由來月帰着を乞ふ

○陸軍局布告の文

官軍の内筒拂^{内筒拂}ひこれ有るべき由し付万^万一砲声^{砲声}相きと之は
とも決しき動搖^{動搖}いふ中トくは此段向くへ不洩^{不洩}様相達せ
らるべし

三月

○喧嘩^{喧嘩}をめぐりし始むるはとつみ話

児童教導書一則を訳出せ

いづれの処よりなりん父子同居しそ二人の子至てむらま
しく暮^暮を者たりたり父存生の間の絶えて物言^{物言}もあがりし

又父死せし時遺物の事よりて不図兄弟喧嘩を始めたり
然るに思ひつけなく其夜盜賊入りて右遺物の品々を奪ひ
去りて是よりあいて肝心の喧嘩の種ハ最早ありしに
喧嘩ハ矢張止まず終ハ一生涯中思しく暮せしむ我
先生曰一時一物の為又永久莫大の禍を引き出を事少く
す古今大小の事皆然り因て戒む小兒等もてめつとよ
喧嘩を始めし事あり

○
京都より蒸気船三艘横濱に到着し大原侍従上陸しり由
去廿五日横濱より申越しり

英漢新聞紙より曰唐国より各国へ條約取結びの爲に使臣を
差遣せんへき旨評決し今年五月よりめり亞墨利加合衆国
へ使節を遣せん

○横濱新報告

廿四日廿五日兩日又當地に於て 勅使大原殿各国公使を
尋問致されし

東久世前少将殿外一人横濱奉行に任せられ外士官三人と
共し佐賀の蒸気船に乗し七八日の間又此港へ到着し運上
所其外悉く受取られし由夫れの内當地を外国人預り支
配しり吳様各国公使へ相頼まれし

天子ハ去ル廿二日一万人許の兵を引率ひんそして大坂へ
御幸座い

三月廿六日

中外新聞第十号

慶應四年四月朔日

横濱の新報告

東久世前少将殿并よ肥前侍従三日の間は全権の勅命を
以て當港へ来著一各国公使は面會一其地の奉行并よ向後
の事を取極ある談判いられらるべき由いは
今上皇帝陛下大坂へ御幸の節六人の諸侯随従まり即ち
長州備前越前肥前肥後藝州いれあり京都の留守ハ薩州へ
命せられ警衛い居い由
仏蘭西国公使レオンロセス君此度第一等全権ミニストル

は昇進し且同人代任の者西洋六月中は横濱へ来着りて
べくは左をれバロゼス君ハ西洋七月中此表を出帆し帰国
相成るべくは右代任の者ハ是中アレキサンドリヤの
ンレルゼ子ラールを勤めしウートレイといふ人の由申米
りい

三月廿七日

此頃中の役替 佐久間鑄五郎を町奉行に任し木村兵庫頭
を勘定奉行松本直一郎を市中取締役の頭とあり
向山隼人正願を依て出免

東本願寺へ大坂猫間川の由固めを仰付られ西本願寺へハ
役々冬内の節 御所内焚き出し方を仰付られし由上方
の文通は申越ししり
同一文通の序は左の歎願書の写を差越ししり是ハ會津侯
の重臣より大政官辨事役所へ出しし文章ありといふ

歎願書

謹而言上仕は老寡君容保後去る戌年京師守護職 命せら
れは処藝邑の後を東奥の藩鎮して且京師を離れし事二百
餘里應援の道も覚束なく力をなす其任は勝へさらん事
を恐る辞退申しへども其節ハ由事体ハ艱難 皇国の安危

よかりたりは此場合故強て相勤むべき旨 命せられは
付数百年来の 隆恩奉報度 園藩決議京師を以て墳墓の地
と心得罷登り大樹尊 王の趣意遵奉し 周旋奉職仕
然る処 園藩に 先帝不限の寵愛を蒙り 御賞答の 宸
翰を下し賜たり其外度々 御震筆に下置 恩賜の品も
幾度とあり拜戴仕に元來容保後誠実一心又勵精いづくも
髪も私意無座はよ付 先朝以來格別の 依頼を蒙り
大病の折に勿体なくも 至尊の御身を以て 内侍所に於
て 此祈禱に遊下君臣水魚の情態 宸翰の表すも 此頭
より下 當朝より先帝以來 叡慮遵奉守護職宰相

勤の誤を以て 推任前後 天恩の有り難き主従感戴泣謝
罷在に随て大樹より度々褒賞有之彼是重くの 隆恩園
藩肝膽は銘し冥加至極難有仕合奉存に前件の通 兩朝歴
然るも 厚眷容保の誠実前後相替りに後寸分も無之は伏
見戦争の儀に徳川内府上洛先供一同登京の途中發砲致さ
れ武門の習ひ止む事を得ば應兵一戦も及びはのみして敢
て 園下を奉犯に後毛頭これなきは万人の知る所は此座
に然るも今日又於ては料らざるも不慮の汚名を蒙りに臣
子の至情日夜慟哭君寃を雪がされば死をとも不止と園藩
決心仕居に頑固の習凡何とも撫諭の道無之私共は於ても

至極苦心仕以る此上を片時も早く雲霧快情一藩の人民安堵仕以様幾重も奉懇願以以上

田中土佐 外連名

別紙

宸翰の儀を 先帝 以深意を為入に下置以故深く筐底に蔵め置以へとも藩中危急の今日又差迫り以又付以内にては覽又入を奉り以る 以垂憐は成下下恐 御奏関の儀奉歎願以恐惶敬白

右願書を

宸翰并又 御詠又添へて差出されし由

○三月廿六日横濱出板タイムス新聞

廿二日の朝奉行より觸と出されし大原前侍後といふ公家 勅命を奉りて横濱受取の為は當港へ來着しるべき由あり此人紀州の蒸気船に乗込み廿三日入津を菊花の仰りて 天朝の旗を望みて此地の役人等一時大に混雜せし様子あり

廿四日辨天よかいて 勅使の仏蘭西にニストルは面會り又英吉利の公使館を訪んとして本町通りを通行せしる其装の大名と大に異あり冠り物の西洋人の用あり中廣の帽子と違ひ皆の如き見馴れぬ形の冠あり其人を若年よて

立派に利口らしく見請けし

勅使直に布令書を出し肥前薩广筑後の兵を率わたりて
来りし由を觸知らし且箱根より江戸までの道筋を既に悉
く官兵より取切り聊も混雜こまごまの事なく氣遣きづひくれなきに付
外国の番兵を引取り以て不苦閑門ふくかんもん其外番所等引渡し吳と
は様よとの掛合あり我等の方よりても勞倦ろうけんせし兵卒の為よ
を尤好む所ありし

大原前侍従を 前將軍より命し置られし神奈川奉行を
其終再勤せしむべしとの風聞ありし左をかくて外様の
大名一人を横濱の奉行に任し近き來着をべしといふ此人

を尚在京と云

今度俗務の役人を一人も来らば當分運上所并に諸役所先
く是事々の通江戸役人の取扱あり

北国よりの使よを 勅使船より仙臺へ着岸しし由

多トレルと名くる船兵庫より来たり其話よを其船彼地を
出帆の頃 天子大坂へ由幸あり程あり 由乗船しりて江
戸へ来らせりよべしとの風聞あり

ドル相場四十二匁七分五厘より四十二匁九分五厘
在苗軍船英八艘佛二艘亞二艘宇漏生一艘商船廿五艘

西郷吉之助帰着の由

中外新聞第十一号

慶應四年四月五日

横濱在苗仏蘭西の教師キノワン氏より一封の書を寄せ且
自筆して写したる地図一枚と是又添たる一小冊とを贈り
采より其書中の大意ハ今度江戸にて新聞紙開板と成る
事誠と以て天下有益の盛業あり何卒中絶これなき様致し
度ハ此一小冊ハ世と公布して益有る書あれば急と翻訳し
て新聞の中へ差加へられ様且亦翻訳書往々其実を失ひ
或を新聞紙と於てハ事実をいざと略して曖昧あり記し方
これらものあり成る丈右様の弊と流まざる様希望此事

よ座座云々の右の通ヤノワン氏より申来りといへ共
吾自ら仏蘭西文を訳する事能まぐ依て友人入江文郎又乞
て之を翻訳せしむ出板近日はなかり先づ此事を記して
以てヤノワン氏の厚意又酬也と云ふ

四月二日

柳河春三識

去る朔日 勅使柳原殿江戸へ下着あり

此頃中山陽山陰二道の諸国へ去冬の如く神符の類あま
降り是より依て至て賑あり

京都出板の大政官日誌三月中巻八まで既より出来せし由

て友人の許より一冊つゝ送り越しより右を上方より何
方の書林より自由より賣買する由あれども當時飛脚屋荷
物運送差支へ江戸より手に入り難し他日善き都合を得
て彼地の書林へ引合ひ此新聞紙と交易して両地互に相弘
むべきなり

帝鑑間諸藩より京都へ歎願書を出しは処謝罪の儀尤よ
はへ共大総督立置られは上は其手を経むるを 関し召
され難きよりの由付札有之因て駿府へ帰り右願書差出
大総督の落手より成りし由
仙臺へ遣はされし由 勅使九條殿并澤殿薩長の兵を率

松島へ軍船して到着し瑞巖寺に一泊其後養賢堂といふ学
校に滞留のよし

大概平次即ち磐溪を仙臺して大番頭とあり周旋役を勤め
たりよし

同家の家老伊達将監是亦歎願書を以て出府の由

近日横濱へ来着り多き人名を東久世前少将肥前侍従并

又徴士井関齊右工門大隈八太郎陸奥陽之助等ありと云

去る三月廿六日白銀今里村南部遠江守下屋敷火茶庫破裂

し死者二人

○

題しらぬ

大神の牧

けくれつるは名をもまけ何事も一のふら岡の花り白雪

○四月二日の觸書

此度一橋殿田安殿の連名の由歎訴状一橋殿の持参東海道

官軍大総督官の方への参上且若年寄大目付の目付も

同様為歎願置出し處上様の恭順の謹慎の由誠意相願を

れに付てハ寛大の思召を以てハ沙汰の品ハ先鋒総督

より勅諭を以て仰出さるべくハ段仰渡されに付て

を何れも此上兼ての由趣意厚く相守り弥相慎み居に様可

致し

右の趣向へ早く可相觸以

四月

○京都の觸書の写

此度の一新又付石清水宇佐箱崎等八幡大菩薩の称号止め
させられ八幡大神と奉称の様 仰出されし事

中古以来某権現或ハ牛頭天王あど稱し其外佛語を以て
神号又相稱ハ神社少くづぐハ何とも其社の由緒よ基づき
称号相改め可申事

但し 勅祭の神社を伺出の上相改め可申其餘の社ハ
裁判鎮臺領主支配頭等へ申出相改め可申各相改めの

上を當局へ届出可申事

佛像を以て神体と致しハ神社を以来相改可申事

附り本地あど唱へ佛像を社前又掛け或ハ鰐口梵鐘

佛具等の類差置きハ分ハ早く取除け可申事

今般 王政復古旧弊ハ一洗を為在ハ又付諸国大小の神社
よおいて僧形くく別當或ハ社僧あど相唱へハ輩ハ復飾
ハ 仰出ハ若復飾の儀無餘儀差支られ有る分を可申出ハ
仍て此段可相心得事

但し別當社僧の輩復飾の上ハ是までの僧位僧官返上
勿論よハ官位の儀を追て 此沙汰在らせらるべき旨

伺の通事 仰出の事

當今の處衣服を浄衣きんぎょいとして勤仕きんじ可致事

右の通相心得復飾い〜い面々當局へ届出可申上い也

辰三月

神祇事務局

○

比叡山ひゑ并よ三井寺の僧徒そうとへ還俗かえりの事を 仰出され〜と
の風聞ふうぶんあり虚実をい〜詳つまびやくありん

勅使橋本殿柳原殿昨四日入城相成い

亞墨利あむりハ〜を買入かひいり鉄船てつせん去る二日横濱よこはまより着きり軍艦くわんかん役並やくならび

小笠原健藏岩田平作乗込のりこりて来る





の風聞あり虚実をいさし詳あり
 勅使橋本殿柳原殿昨四日入城相成
 亞墨利カにて買入る鉄船去る二日横濱に着以軍艦役並
 小笠原健藏岩田平作乗込て来り



中外新聞第十二号

慶應四年四月十日

御宸翰之御写

朕幼弱を以て粹^{ひた}又大^{おほ}紗^さを紹^つぎ尔^い来^ら何^んを以て万国^{ばんこく}又^{また}對立^{たいりつ}し
 列祖^{りやくそ}の事^{こと}へ奉^たらんやと朝夕^{あさゆふ}恐懼^{きょうぐ}の堪^たへざるあり竊^{ひそ}に考^か
 ふるに中葉^{ちゆうえつ}朝政^{てうせい}衰^{おとろ}へてより武家^{ぶけ}権^{けん}を專^まらふに表^{あら}はし朝^{てう}
 廷^{てい}を推尊^{おしそん}して実^{じつ}を敬^{やう}してこれを遠^{とほ}ざけ億兆^{いっせう}の父母^{ふぼ}として
 絶^たえて赤子^{せきし}の情^{なさけ}を知る事能^{あた}はざる様計^{ようけい}りあり遂^{つい}に億兆^{いっせう}の
 君^{きみ}よりも唯名^{ただな}のみよ成^なり果^はてされが為^{ため}に今日^{けふ}朝廷^{てうてい}の尊重^{そんじゆう}
 を古^{いにしへ}に倍^{たが}せしが如^{ごと}くして朝威^{てうい}の倍衰^{たが}へ上下^{じゆうじやう}相離^{あひは}る事

霄壤の如くかくる形勢こそ何を以て天下に君臨せんや今
般 朝政一新の時よあり天下億兆一人も其処を得ざる
と死に皆 朕が罪あれば今日の事 朕自身骨を勞し心志
を苦しめ艱難の先よ立ち古 列祖の尽させ給ひし難を履
み治蹟を勤めてこそ始めて 天職を奉りて億兆の君こそ
所よ背りざらば往昔 列祖萬機を親らし不臣のりの有
れに自ら將としてこれを征りてまひ 朝廷の政をばて簡
易にして如此尊重あらざる故君臣相親して上下相愛し徳
沃天下よ洽く国威海外よ輝きあり然るよ近來宇内大よ
開け各国四方よ相飛雄をるの時よあり獨我邦のみ世界

の形勢よりとく旧習を固守し一新の效をえりらん 朕徒
らよ九重中よ安居し一日の安を偷み百年の憂を忘るる時
を遂よ各国の凌侮を受け上を 列聖を辱しめ奉り下を億
兆を苦しめん事を恐る故よ 朕らよ百官諸侯と廣く相
誓ひ 列祖の偉業を継述し一身の艱難辛苦を問わん親
ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂よも万里の波濤を拓開
し國威を四方よ宣布し天下を富岳の安きよ置らん事を欲
ま汝億兆旧來の陋習よ慣と尊重のみを 朝廷の事とあり
神州の危急を知らん 朕一よび足を奉まば非常よ驚き
種々の疑惑を生し万口紛紜として 朕が志を成さざらん

むる時ハ是 朕をして君より道を失わしむるのみあらず
後て 列祖の天下を失わしむる也汝億兆能く 朕が志を
体認し相率りて私見を去り公議を採り 朕が業を助て
神州を保全し 列聖の神灵を慰し奉らしめば生前の幸甚
あらん

右 山宸翰の通廣く天下億兆蒼生を 思食させ給ふ
深き 山仁恵の 山趣意は付末この者に至りて敬
承し奉り心得違ひこれあく 国家の爲は精く其分を
尽すべき事

三月

總裁

輔弼

三月九日 皇帝陛下大政官代へ 行幸在らせられ三職を
召させられ親うら蝦夷地開拓の事件を 山下問有之は処
一同開拓可然音を奉答其後酒肴を賜りし由
同月廿日頃の事ありし下総結城の家臣其主君は叛きて籠
城せしり忽ち落城せりと云ふ
近国処より一揆起りて穩あらざる風聞あり看官慥ある報
告らるは投与し至ふべし
上方より来りし人の話は京都より世祿を廢止するの論あり

り付て先づ公家より始めざれば天下は普ねく行かずべ
うらぐ依て公家の世祿を廢する事不日と布告するべしと
の評判ありと云
箱館も奥州諸藩へ引渡して成る由彼港の江戸役人等へ
近日帰着を乞ふ
北陸道の 勅使岩倉殿下着りて浅草東本願寺に止宿せ
らる

○ウスリ地方の説 図一枚添 是と仏蘭西の
氏の贈りし者あり○原本は魯西亞人の著述ふ
て是を仏蘭西文に訳し地學會社新聞冊の中へ載

せしり即今一千八百六十八年の刊本あり

入江文郎 訳

去る一千八百五十九年魯西亞政府より黒竜江

圖中はアムール川とらる者即ち黒竜江あり

ウスリ川及び其屬地の水辺并に東海の岸に蕃殖せる樹林
を見分るる為は樹林掛り甲必丹ブダイク左フ氏を頭取とし
て三人の地形学者を遣はし此諸士官四年間穿鑿を成
し學問上は甚切要ある箇條を多く集録せり扱ブダイク左フ
氏を其僚佐の集めたる材料と自己の考索とを依りて三部
の書を著せしり其標題左の如し

第一黒竜江ウスリ川及びウスリの向岸の地方は生植せり
諸種樹木の事を記ししる物産書

第二此度尋ねしる地方は於て魯西亜より植民せりは適當

ある場所の樹林の記

第三此地方の凡土の概略

右の書を姑く差置きブゾクモフ氏黒竜江ウスリ川の辺及
ひ東海諸岸の国土の図を作り其図の大きさの真形二百万
分一とし右の諸士官の集説及び前人の諸書は據りて作
れり者あり但し此板本を縮刻せしむる凡四百分一に
其穿鑿ししる海濱の国土を北緯四十二度より五十五度よ

北緯

至り英京グレリンの東經百三十度より百四十二度は
至る是れ遠大の曠土にして其内の諸地方を氣候土性地形
甚不同り此地方の内重立ちしる山脊をいしめりシコタ
アリン山脈はして黒竜江と東海は注入する諸川との間隔
を成る此山脈をいまとせし著岡せば且其最高峰の幾何
を知るは只知るは渡りしる所をいし此山北方より大は低
く成り一方殊はカンカイ湖よりサイフンは往く路の処は
て終は曠野とあり雨水は依て滋潤を取る
此地方は於て最要用ある湖水はカンカイ湖ありカンカイ
を元來漢語しし地中の海と云ふ義あり種々の讀声ありて

カンカともキンカともシ子カイとも唱ふ此湖水の積大凡
空ルスト平方あるもの一千箇あり

空ルストを魯西亞の一里より我九町五十二間は當る
其最長き処の第六の固場よりレフーの川口まで九十空ル
ストより最廣き四十乃至八十空ルストあり此湖の測
量いよと精密あるよと至らざれ共衆説は據るよ其底五サ
空ルニよ過る処あり水涯より一空ルスト離れて其底半ア
ルニより深き処の殆んど稀あり

サ空ルニを尺の名より我七尺一寸許アルニをサ
空ルニの三分一より我二尺四寸弱よりある

此湖は七川の水を注し注入を扱それより出る川をスンガ
チヤ川あり湖の周圍をめぐりて曠野あり其野は屢々雨降り
て灌溉を其時おとを窪き処を變て巨大の湖とあり彼此
突起する処を小島の如く一千八百六十一年は於て噴水二
尺の蒸気船を以てスンガチヤの河道を離れて此曠野を駛
行し山側の側面此湖は傾接するを尺二ヶ所ありツリ
ク固場の辺及び子キエ河口と漁師岩の固場との間
あり湖の中腹はあり東及び東南の処よりアスキカンカイ
一タウカヤと云へる第二の湖より長さ三十空ルスト幅
二空ルストより五空ルストに至る狭き地腰ありて二湖の

間隔を成る湖の周辺の草木甚と多しとざれとも遠く離れ
ざる諸山と松林あり

カンカイ湖と甚ど烈風多し三日の間静あり事ハ稀あり湖
上又起る烈風暴雨の根原を考究するは湖水の占位せる廣
谷の周圍は於て其山と深谷は断截せられ温度の僅の変
て凡其断截の間を吹過するあり

湖より洩れ去る水流スレガチヤを湖とウスリ川との間
て蛇行して曠野を貫けり此川水の湖より出る所は魯西亜
の固場及び支那のろニ湖詳を建てりスレガチヤ川を屢
溢して曠野は灌ぐ或る一年の内数度及ぶ事あり其濱は

え樹木甚稀あり

レクタアリシ山よりウスリ湾の直線の方角へレブー川
五十里ルストの長さ奔注を河辺の溪谷皆豊草の地より
其源は諸高山の中は在り松杉の密林夾列を河の中腹も樹
林影し此処は平菓沙梨櫻杏等の樹あり

ポレエテ湾より一千八百六十一年九月一日より一千八百
六十二年九月一日までの温度レオウムル氏の寒暖計より
夏十六度五十三分秋四度九分冬を氷点下七度六十二分春
を五十一分一年平均中等の度の度ハ四度八分あり

ポレエテ湾は大抵氷結する事あり年中着船するは妨あり

ウラゴウストクを一月間或ハ半月間氷結をオルガ及びウ
ラゴール湾に於てハ大凡二月半程も凍り此兩湾の間の
海の氷ハ甚薄し且年々必しもこれならず非をポルタエン
ペリマルの港ハ十一月の上旬より三月の下旬まで凍結以
カストリニコラエスク二港の間は於てハ黑竜江十一月の
初より五月十日或ハ廿日頃まで氷の下は潜流をウスリ川
を只十一月の末は初めて氷を覆ふ然れどもノエルの辺は
於てあつてハ氷上の通行を試る者あり此川はマルの辺或
をそれより前の處よりハ氷アイスイフンに大凡四ヶ月の
間凍り其氷流甚と迅疾あれば氷其全面を覆ふ且其甚北

方より倚る處よりハ亦然りボードスンガリ川は於て見る
所と同様あり故にボラ及びエマを只彼此の處より凍る
のみ ○訳文尚長々れば後冊に続出を

○日本國當今急務五ヶ条の事

- 一 我日本の永久獨立國として決して他國の附屬とな
らばいざ
- 二 我日本獨立せんと欲せば是は相應せる国力を起さざ
らばいざ
- 三 右国力を起さんと欲せば 日本國中宜く一致を以て

四 日本国中の一致せん事を欲せば国人をして悉く政府の政に從えしむべし
五 国人をして政府の政に從えしむんと欲せば政府をして廣く日本国中の説を採るべし決して一方の説に泥むべし

右五ヶ條西洋国法学の大綱領に基づきて我国當今の急務を揭示せしむるあり

戊辰四月 江戸閑成所 神田孝平識

○附西洋国法学に關する書目

万国公法 既刻 西洋事情 既刻 同外篇 近刻

泰西国法論 既刻 經濟小学 既刻 隣草 未刻

英政如何 近刻

○題しらば ともか入あしん

君とあしりうらもらからいとみあふ都もひあもりもはりの世や

りつひあま玉とみ玉も何うせむ瓦と共よくけけく世の
或曰安房守義邦 勝

打手の使さしりしるる ともか入あしん
りもねく 我世もおあし浮雲の上野の櫻今うちらむ

下恐以書付奉歎願以

一 私共後下賤の身を以て恐を不顧奉歎願以後を甚以奉恐入以由後よを由座以へ共是事や数年来泰平の由恩沢に浴し以も全く天朝并よ徳川家の由徳沢よ由座以処今日の由場合下賤の身よてハ更よ奉存以後よ無由座以へ共追て町奉行所より江戸市中へ觸出され以書付等の趣よてそ下恐東叡山よ由謹慎罪を由一身よ由引請諸人の苦を由救ひよ遊度厚き思召の程如何よ難有奉恐入涕泣の至よ由座以然る処追て由先鋒由繰入相成以よ付市中一同晝夜寐食を忘る恐宿罷在以何卒廣大の由慈悲を以て下

この者共事や安心仕以様 由憐愍の由沙汰よ成下置以様一同奉願上以以上

慶應四年辰四月五日

連名九十餘人

右に 由先鋒の宿所へ差出よ難願書よて駒込巢鴨小石川音羽太塚谷中本郷菊坂辺町と町人惣代名主加判の書面あり

福沢諭吉の藏板西洋旅案内といふ書を重板いよ西洋事情後編と名づけて賣出せよ者り其名前住所相分り以たば板元へ由知らせは下度以

重板ハ万国普通の嚴禁あり然るに奸商往々此禁を犯す者
少くなく此度ハ制度ハ一新の折柄何卒此律を嚴正より
王もん事海内著述家の至願あり

中外新聞第十三号

慶應四年四月十三日

仙臺侯の建白書

此頃浪華の書信中より此一通を寄せ来る依て即
ち印刷を但其写本極めて匆卒に写しつゝ者と
見えり社々誤脱讀之難き處あり今筆又随て一
ニを補正を雖も尚悉く訂正を事能くは看官若
し善本を得む幸よこれを校正せしむ

就徳川□□叛逆為追討近日官軍東海東山北陸三道より
可令進發の旨は仰出付てと奥羽之諸藩宜知尊王之

義相共謀援六師征討之決旨 由沙汰之趣以由書付は
仰渡猶又會津容保此度徳川□□叛逆よ与く 錦旗へ砲發
大逆無道可と發征伐軍に聞臣慶那一手を以て本城襲撃速
よ可奏追討之功旨 由沙汰之趣謹て奉畏は若松東北の一
孤城と雖も臣慶那一手よ襲撃は 仰付は段を武門の面目
よも叶ひ難有奉存は速よ一藩中よ布告出陣の用意仕 官
軍の進發の期よハ速よ應援襲撃可仕は然處獎藩奥海の濱
よ僻在仕道路遼遠 朝廷は決議の由深旨も詳細不奉辨畿
内上国之形勢等唯々傳聞而已真偽虚実明白決し難く固陋
一隅の見を以て言上仕は後千万恐悚の至よ奉存はハ共既

よ廣く言路を開りせられ以上を存付の次第黙止居はてハ
臣子の分難不顧忌諱左よ奉言上は 王政復古 朝議は
一新の折柄一旦天下の兵を以て為動関東 由征伐は為在は
段ハ乍恐重大の事件深き 叡慮もは為在以上とい奉存は
ハ共天下の人心歸着仕は事よ無之はてハ難は為成然るよ
先達て□□御用は為在奉 内可仕旨由沙汰よ付會桑等先
手よ仕上京仕は中途右兩藩より 官軍ハ砲發仕はハ叛逆
無給大逆無道の朝敵よ付追討將軍を以て 由征討は為在
ハ趣由布告よ相成は処□□臣下等布告の趣よハ先手の
者関門ハ差掛りハ節儀よ薩藩勢より 及砲發不得止争闘よ

至り由有之如何も倉卒紛擾の間砲発いづれ先孰
れ後分明不相辨風聞も有之臣慶邦 沙汰の趣を奉疑
□□布告の旨を信ト以よ曾も無座以へ共發砲前後判
然不相辨より人心疑惑十八九を可有之是人心一定不
仕一条の座以徳川祖先數百年の禍乱を定め撥乱反正大
勲勞を今更申上の迄もこれも累世偃武修文海内を鎮静
仕の事既二百餘年の久き及ひ運澆季に属し武威漸く
不振遂嘉永癸丑年以来外夷陸續紛至人心騷然其間を
□□處置宜を得失体不當の後不少も可有之以へ共今日
よ至り既二政令帰一公平正大の旨を以て 皇国を安んト

奉らんを為二政權を 朝廷に奉歸以上を又何事を企望仕
可奉背 朝廷哉と人心の疑惑十八九の可有之是人心一
定不仕二条の座以方今 王政復古紀綱一新万民刮目の
聖運は相當繼天立極万世無窮の大策は為建誠親民
如赤子民の奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者なきを欽
慕仕の折柄一朝海内の兵をは為動無辜の万民水火塗炭の
苦に陷り以段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮は為出以
よ有之間敷と人心の疑惑十八九の可有之是人心一定
不仕三条の座以既退去仕後泰然不動恭順罷
在由然先年毛利大膳大夫家来共 闕下に於て砲発

仕以段を一時卒尔の誤一旦朝敵の汚名を蒙り以て共真情
実意明白に相顯をれ以上を寛大の由仁恕を以て官位復
故入京御免は成下り由儀□□とて一旦祖先の大功を
は為棄徒らに発砲の前後を以て叛名を以て定めては諸藩
の心服を勿論下り賤民に至るまで感服を仕間敷人必の疑
惑十は八九は可有之是人必一定不仕四條は由座は抑又外
夷は交通の儀追々由多端はは為成當今既は十餘国も相
及び此時は當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢は至
り以て彼等と雖も必を坐して傍觀を仕間敷谷国帝王の
指揮を受け如何あり挙動は及びいれ難計然る時ハ由国辱

を宇内の万民はは為流し姿も相成人心の疑惑のみあり
す寒心杞憂痛哭仕以者又十は八九は可有之是人心一定不
仕五條は由座は彼是を以て深思熟慮仕以て朝廷より出
師追討の儀暫く由用捨は為在□□等由遺責の儀廣く諸藩
の論定を以て為尽天下と共に正大公明無偏無黨の公論は帰
し由處置は為在いれ必しも不勞六師彼自ら服従可仕
此段竊は奉懇願企望は古語にも輝徳不輝兵を先王の美德
と仕又裴晉公の處置得宜能服其心と申格言も由座は
是是等の處へ由目的を以て注王政復古曠世之由成業由
大成は為在い様仕度臣慶邦微衷由諒察偏は奉希望は若

一不然一旦赫怒萬民の服不服をも以問無之躁急 以追討
と申事よてハ諸藩の向背も難計海内分裂群雄割據慶元以
前より十倍もりの大乱を醸し加之外夷其衅を窺ひ 皇国古
今未曾有の事変を生し却て轉福為禍と申ものよて千万非
計之得者也臣慶邦竊も痛心恐惶仕ハ不肖の浅見菲論極め
て 以採用よも相成間敷と覺悟仕ハ共如是 以成運
の機會も黙止仕ハて去却て不忠の筋も當り可申と不顧
越俎謹て奉言上ハ臣慶邦誠恐誠恐頓首謹言

二月 日

仙臺中將

鴨西外史評通篇叙事詳密章法分明無隔靴之憾假令其言

不必中肯綮尚不失黃絹幼婦之稱也况其所論確不可拔乎

○四月七日夜 於平岡丹波守宅申渡

塚原寛十郎

名代姓名略を

兼て逼塞ヒツセキを 仰付置オウツキ以塚原但馬事重罪シヅメよるよ依り可ヨ處
嚴科の処格別の寛典クワンテンを以死シ一等可ヨ宥 勅諭チツリンよ付ツキ以裁許サイキョ
の品可申渡シノベ出奔シュッパンよ付尋出ツクシ以様可ヨ致チ以

小野内膳

兼て逼塞ヒツセキを 仰付置オウツキ以其方事重罪シヅメよるよ依り可ヨ處嚴科
の処格別の寛典クワンテンを以死シ一等可ヨ宥 勅諭チツリンよ付ツキ以預ヨの格

揚座敷へは差遣りの也

龍川播摩

兼て逼塞に 仰付置以其方事可_レ處嚴料の處格別の寛典
を以て處置可致旨 勅設_二付永^{ちうきよ}蟄居_一に 仰付に

平山図書

同文言

設樂備中

兼て登城見合の様相達置以其方事可_レ處嚴料の處格別の
寛典を以て所置可致旨 勅設_二付蟄居_一に 仰付に

榎本對馬

同文言

室賀甲斐

同文言 閉門

大久保主膳

同文言

戸田肥後

永井玄蕃

兼て逼塞に 仰付以其方事云々同文言

右之通

○
去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗しつひ天保山辺に碇泊しつゝ外国船を巡見しつゝ此時諸船より祝砲を發を其声天又夷くと云ふ是は横濱新聞に載る所あり
三條殿中御門殿并は毛利路守各其嫡子を学藝傳習の爲に英吉利に遣はせり

英人サトウ曰新聞紙を成る丈事實をよく糾して実説を載るる様を乞ふ其故は天下の人民は信用せらるる物なれを其關係小あらざるを以てあり大久保氏の建白會津藩の歎願書おとを出しつゝ最も佳あり吾既は英文に訳して新

聞局へ贈まう是は日本の事情を外国人にも廣く知らしめんが爲あり

同人又曰第二号にサトウは土州侯の側はけりと記せり是傳聞の誤あり吾只土州容堂老侯の病は依て醫士宥リスを周旋せしのみ

中外新聞第十三号終



